パブリックコメント手続実施要項

作成日：令和５年(2023年)８月１日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 案件の名称 | | ・（仮称）箕面市手話言語条例（素案）  ・（仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案） | |
| パブリックコメント手続 実施の目的 | | 「（仮称）箕面市手話言語条例」及び「（仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例」の制定を検討しています。  その素案を公表し、意見を募集します。 | |
| 実施部局名 | | 健康福祉部　障害福祉室 | |
|  | （問い合わせ先） | 障害福祉室　手帳・自立支援グループ  （電話：072-727-9506　） | |
| パブリックコメントの 対象となる資料 | | ・（仮称）箕面市手話言語条例（素案）  ・（仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案） | |
| 参考資料 | | ・（仮称）箕面市手話言語条例（素案）の考え方について  ・（仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案）の考え方について  ・制定検討にかかる経緯について | |
| 閲覧方法と閲覧場所 | | （１）  （２）  （３） （４） （５） | 市ホームページ  　（アドレス：https://www.city.minoh.lg.jp/syougaifukushi/topics/syougaifukushi\_r5\_pabukome.html）  健康福祉部　障害福祉室　（みのおライフプラザ（総合保健福祉センター）１階総合窓口）  行政資料コーナー　（箕面市役所　別館１階12番窓口）  箕面市役所豊川支所、止々呂美支所  障害者福祉センターささゆり園  中央図書館・東図書館・桜ケ丘図書館・西南図書館・小野原図書館・船場図書館、西南生涯学習センター、みのお市民活動センター、らいとぴあ２１（萱野中央人権文化センター） |
| ※（２）～（４）は、市役所開庁日の８時４５分から１７時１５分まで  ※（５）は、各施設の開館日、開館時間中  ※点訳資料は、みのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。  ※ふりがなを付けた資料は、市ホームページまたはみのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。 | |
| 意見等の提出期間 | | 令和５年(2023年)８月１日（火曜日）から８月３１日（木曜日）まで  （消印有効） | |
| 意見等の提出方法 | | 次のうちいずれかの方法で提出してください。  LoGoフォーム  QRコード | |
| （１） （２）  （３）  （４） | 閲覧場所の窓口への提出 郵便による送付  （住所：〒562-0014 箕面市萱野５－８－１）　 ファクシミリによる送付  　（ファクス番号：072-727-3539） 電子申請システム（LoGoフォーム）による  送付 |
| ※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 （自由な形式で提出していただいてもかまいません。） | |
|  | 意見等を提出 できるかた | （１） （２） （３） （４） （５） （６） （７） | 本市にお住まいのかた  本市に事務所又は事業所がある事業者  本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた  本市にある学校に在学しているかた  本市に対して納税義務を有しているかた  上記（１）から（５）に該当するかたで構成された団体  上記以外で意思疎通の支援を必要としているかた、意思疎通の支援を行っているかたまたは団体 |
| 意見等を提出する際の  必要記載事項 | | （１） （２）  （３） | 意見を提出しようとする素案の名称  氏名及び住所（上記の「意見等を提出できるかた」のうち（２）～（５）に該当するかたにあたっては名称及び所在地、（６）・（７）に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地） 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分 |
| 提出された意見等及び  市の考え方の公表方法 | | 「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。  公表期間：令和５年(2023年)１０月下旬を予定  ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。 | |
| 備考 | |  | |